新たな保育制度を考える Bocklet No.7

人口減少社会の保育に向けた提言

新しい転換期に向けた課題への対応

平成25年4月18日

(公社)全国私立保育園連盟 保育制度検討会



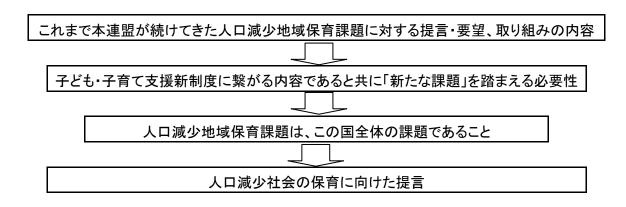
『人口減少社会の保育に向けた提言』(H25.4.18 (公社)全国私立保育園連盟)抜粋

○ 提 言 _____

「総論」において、これまで本連盟が続けてきた人口減少地域の保育課題に対する提言・要望、取り組みについて述べてきました。そこでは、提言した多くの事項が、この度の子ども・子育て支援新制度の重要項目にも関連していることに触れるとともに、新しい制度に移行することにより想定される「新たな課題」についても整理を試みました。

併せて、こうした人口減少地域にある市町村は「自治体の半数を占めること」「国を挙げた超少子化において、いわば先んじた保育課題を担っていること」の持つ意味について触れてきました。

以上の点を踏まえて、本連盟保育制度検討会として以下に「人口減少地域の保育に向けた提言」 を行います。



Ⅳ 地域に子育て支援システムをつくりあげるために

[提言 15] 広域地域での社会福祉法人相互の連合等による協同事業の展開、人材の相互連携の実現

とくに人口減少地域においては、いくつかの法人が連合して施設・設備整備資金等を融通し合い事業を展開できるような「連合型」による運営も検討の一つとして考えられます。

各法人相互が連合・協力することにより、限られた人材の相互連携や有効活用、情報の共有 化や研修体制の向上等に繋がることも考えられます。さらに法人の連合総体により、より多様 なニーズへ対応することも想定できます。

[説明]

○「保育園経営に関する規制緩和の要望事項」(平成8年)では、社会福祉法人等の合併について、「各法人としての一つの独立性は残しながら、いくつかの法人が連合して施設・設備整備資金等を融通し合い事業を展開できるような連合型の法人形態が可能となるならば、合併までは踏みきれないが、より合理的、発展的な法人運営を行いたい法人にとって有効な手法ではないかと考えられる」とした提案を行っています(※24)。

人口減少地域において、仮に社会福祉法人が解散を余儀なくされる際、例えば、法人創始者が個人財産を法人に寄付し、これまで社会福祉に対する熱意と誠意によって地域社会に奉仕し続けてきた社会福祉法人が、その残余財産を一方的に他へ没収されることは、精神的にも抵抗

があり、必ずしも適切な方法であるとは言い難いものがあります。これまでの社会的な貢献に応える意義からも、その残余財産に関しては法人創始者へ帰属させることも検討課題として挙げられますが、併せて上記のような「連合型」による運営も検討の一つとして考えられます。その際に認定こども園を考慮すると学校法人も含めた連合・協力による運営も考えられ、そのための法的検討や整備が検討課題の一つとして挙げられます。

多くの人口減少地域では、提言 12 にも触れた人材確保が既に困難な地域も少なくない状況であり、こうした法人の連合・協力により、限られた人材の相互連携や有効活用、情報の共有化や研修体制の向上等に繋がることも考えられます。さらに地域にとっても、提言 14 と同様に、各法人の相互協力の中で、多機能化による多様なニーズへ対応することも想定できます。

(※24) 現行の社会福祉法第47条により、社会福祉法人が解散した場合の残余財産は、定款の定めにより他の社会福祉法人または国庫に帰属する。

社会福祉法人の解散とは、法人がその積極的活動を停止し、残務処理(清算)の過程に入り、清算法人となること。また、合併とは、2以上の法人が契約により1法人に合同すること。合併には、合併の主体たる法人の全部が解散し、同時に合併により設立される新法人が事業および財産を包括的に承継する新設合併と、合併の主体たる法人の一つが存続し、合併により解散する他の法人の事業および財産を吸収する吸収合併の二種類がある。なお、社会福祉法人は、他の社会福祉法人とだけ合併できるものであり、一般社団法人または一般財団法人、他の特別法人と合併することは認められない。